

平成23年第2回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成23年6月27日 午前10時00分開議

日程第1	諸般の報告		議長 報告
日程第2	議案第47号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第48号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第4	議案第49号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第50号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第51号	壱岐市学校給食センター等設置条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第52号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第53号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第54号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第55号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第56号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第57号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第58号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第14	議案第59号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第60号	壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第61号	壱岐市へき地診療所条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第62号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	請願第1号	壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願	厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択

日程第19	陳情第1号	安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情	厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第20	(平成21年) 請願第1号	壱岐市立病院に関する請願	厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第21	発議第5号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第22	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第23	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第24	委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件		申し出のとおり決定
日程第25	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 堤 賢治君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 桝崎 文雄君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 教育次長 村田 正明君
病院管理課長 左野 健治君 消防本部次長 小川 聖治君
会計管理者 宇野木眞智子君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

本日まで、白川市長より追加議案2件の送付があり、議事日程に追加しておりますので、御了承願います。

日程第1．諸般の報告

議長（牧永 護君） 日程第1、諸般の報告を行います。

去る6月14日東京都において、長崎県市議会議長会による長崎県選出国會議員への要望活動が行われ、長崎県市議会議長会で決定した25項目及び特別決議について要望を行ったところがあります。壱岐市としては、医師確保対策と離島航路維持のための財政支援について要望いたしました。

また、特別決議については、東日本大震災及び原子力発電所に関する特別決議として、九州電力玄海原子力発電所の半径30キロ圏内に長崎県内の4市が含まれることから、特に防災対策を重点的に重責すべき地域の範囲を速やかに見直すことなどについて要望したところがあります。

去る6月15日には、全国市議会議長会第87定期総会が開催され、会議で一般事務報告、各委員会報告並びに各支部より提出の24議案及び会長提出の6議案が可決、決定され、関係省庁、

国会議員に対し、実行運動を行うことが決定されました。

なお、本総会において、永年勤続功労表彰が行われ、本市からも私が表彰を受けたことを御報告します。

以上で私の報告を終わります。

ここで副議長と交代します。

副議長（小金丸益明君） それでは、ただいまから表彰の伝達式を行います。受賞者の名前を事務局に読み上げさせますので、受賞者演台の前にお進みください。

事務局長（松本 陽治君） お名前を読み上げます。20番、牧永護議員。

ここで、申請要件を申し上げますが、市議会議員として3年以上在籍の者で、町議会議員の勤続年数は2分の1を通算することとなっております。

牧永議員におかれましては、町議会議員16年11月、市議会議員7年1月で、今回勤続15年以上ということで受賞されました。

副議長（小金丸益明君） 表彰状、壱岐市牧永護殿。あなたは、市議会議員として15年市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第87回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷博、伝達でございます。（拍手）

ここで、私から受賞されました牧永護議員にお祝いの言葉を申し上げます。牧永議員におかれましては、このたび全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市勢の振興に貢献された御功績によりまして表彰の栄に浴されました。まことにおめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。輝かしい御功績に対して、深く敬意を表する次第であります。地方分権が進められる今日、二元代表制の一翼を担う市議会の役割と責務はますます重要になっております。牧永議員におかれましては、このたびの栄誉を契機に、この上とも御自愛くださいまして、市勢発展のためより一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。お祝いの言葉といたします。

次に、牧永議員から謝辞を述べたいとの申し出がっておりますので、これを許します。牧永議員、どうぞ。

議員（20番 牧永 護君） 一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

全国議長会の表彰をいただきましてまことに身に余る光栄でございます。その上、ただいま小金丸副議長からお祝いの言葉をいただき重ねてお礼を申し上げたいと思います。

今回の受賞には、理事者を初め、議員の皆さん、そして、住民の皆さん方の温かい力添えがあったものと私は確信しております。この表彰を機に、初心に返り、市勢の発展、そして、住民福祉の向上、議員皆さんの御活動をお願いするものでございます。私も初心に返りまして、一生懸命勉強していきたいと思っております。本日はありがとうございました。（拍手）

副議長（小金丸益明君） 以上でもちまして、伝達式を終わります。

議長と交代いたします。

日程第 2 . 議案第 4 7 号 ~ 日程第 2 0、（平成 2 1 年）請願第 1 号

議長（牧永 護君） 日程第 2、議案第 4 7 号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第 2 0、平成 2 1 年請願第 1 号壱岐市立病院に関する請願についてまで、1 9 件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。町田光浩総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 登壇〕

総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、壱岐市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告をいたします。

議案第 4 7 号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。

議案第 4 8 号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、否決。

議案第 4 9 号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第 5 1 号壱岐市学校給食センター等設置条例の制定について、原案可決。

議案第 6 0 号壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更について、原案可決。

なお、議案第 4 8 号の否決の理由といたしまして、市長が行政責任を明確にするための措置をとるのは当然のことではありますが、管理責任者や使用者等の責任の割合も明確にすべきであると考えます。

また、事件後にとられた関連する庁舎使用の対応にも問題点が見受けられます。それらの対応を適正にまずは行うべきであり、安易に市長の減給のみで処理すべきではないと判断いたしました。よって否決といたします。

また、議案第 6 0 号学校給食センターの請負契約の変更であります。この変更に係る点については、施設整備の当初から予測できないことではなかったと思われ。その点について、委員会の中でも意見が多数出されました。この件に限らず、こういった工事契約の変更の議案が少なからず提出されることが起きております。今後は、ぜひこういう変更がないように、当初から予測できるものはきちんと設計者、そして、施工者と打ち合わせを重ねて施工に当たっていただ

きたいという意見が出ております。

報告は以上でございます。

議長（牧永 護君） これから総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第50号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第55号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第58号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、否決。

議案第61号壱岐市へき地診療所条例の制定について、原案可決。

議案第58号の否決の理由について、議案第58号については、特別養護老人ホームの地質調査等の2件分7,800万円であるが、スプリンクラーの設置が簡易なものでも特例措置としてできること、また、県の参酌基準がなくなったこと等、予算提出時と状況が変化したとはいえ、場所も決定していない段階でこのような予算を認めることはできない。

続きまして、請願及び陳情についての委員会の審査を報告します。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、壱岐市議会会議規則第136条の規定により報告します。

請願第1号平成23年6月17日付託です。壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願、審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、措置等はありません。

不採択となった理由について述べます。特別養護老人ホームの候補地を「ヨーガの里」という地元鯨伏地区住民からの請願であるが、特別養護老人ホーム関係の予算も否決しており不採択といたしました。

しかし、一方で、過去の経緯もあり、今後は地元の意思も十分尊重する形で新しい候補地を交渉していただきたいと思います。

また、委員長のほうからも、今後地元鯨伏地区の住民の方には、市側と十分協議していただい

て、御協力のほうを切にお願いする次第であります。

それから、委員会の意見として、市長に対して、発言については十分注意してもらいたい。市長の発言は公式であろうが、非公式であろうが、市の意思決定と誤解される。特別養護老人ホーム候補地や経営形態については、市の方針が決定された後に発言していただきたいという意見がございました。

続きまして、陳情第1号、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、吉岐市議会会議規則第138条の規定により報告します。

陳情第1号、付託年月日が平成23年6月17日、件名は、安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情。審査の結果、不採択とすべきものいたしました。委員会の意見、措置等はありません。

不採択といたしました理由は、長崎の保育を充実する会より提出されたものでありますが、国の方針が幼保一元化に向けて取り組みがなされている中であり、吉岐市として現時点でこれに取り組むことはできないと判断し、不採択といたしました。

続きまして、平成21年受理しました請願第1号です。吉岐市立病院に関する請願。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第136条の規定により報告します。

審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、措置等はありません。

不採択といたしました理由は、市立病院に関する請願について、要望事項にある6項目については、奨学金制度の充実等が既に委員会でも要望し実現しているところであります。

しかし一方、病院の経営形態については現在執行部において検討がなされているところである。本委員会においては、執行部からの提案を待ち議論をしていく予定である。よって、現段階ではこれを採択することはできない。

以上であります。

議長（牧永 護君） これから厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。鵜瀬和博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 産業建設常任委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、原案可決。

議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、原案可決。

議案第56号平成23年度苓岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第57号平成23年度苓岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第59号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について、原案可決となっております。

また、当委員会に付託されました発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害防止に関する条例の制定についての審査について御報告をいたします。

苓岐地域では、カラス、リスなどの野生鳥獣によります農作物の被害は、平成22年度被害額として700万円となっております。これまでの実績報告によりますと、カラス駆除については、平成16年から22年度まで1万9,000羽、台湾リスの駆除については、平成14年度から22年度まで3万9,000匹、また、台湾リスについては、今後も国の特定外来種による生態系に係る被害防止に関する法律第11条に基づき、平成23年4月1日から平成33年3月31日まで防除できるようになっております。

イノシシについては、いまだ個体の確認ができておらず、さらに市民の皆様への情報提供の御協力をお願いをしております。シカについては、今年度駆除予定になっております。

今後、平成22年度策定されました「苓岐・対馬地域鳥獣被害防止計画」において、苓岐地域の有害鳥獣対象鳥獣として、イノシシ、シカ、リス、カラス、タヌキを指定しており、市、苓岐振興局、苓岐猟友会、県北農業共済組合、苓岐市農協、苓岐市森林組合から構成される苓岐地域鳥獣被害防止対策協議会が、今後も農作物被害防止のため捕獲駆除等に取り組むこととしております。

され、発議第4号の制定について、担当課を通じ、苓岐振興局、県に照会を行い、以下、4点について検証課題が出てまいりました。まず、1点目は、苓岐島内に生息する鳥獣生物の把握確認ができず、指定が可能かどうかという点。

2つ目、個人の持ち込みについて、港及び空港において持ち込み検査する体制が現時点で可能かどうか。また、近年ペットの飼育が広がり、動物愛護の観点や取り締まることによる財産権の侵害にならないか。また、条例制定による市民へのコンセンサスが十分に図られているか。また、万が一裁判になったときに耐え得る条例であるかという点です。

3つ目が、鳥類を指定しても、飛来するもので規制が厳しいという点。

4点目、今回刑罰規定を設けておりますけども、刑罰規定の必要性、実効性と刑罰の均衡にか

かわる調査がさらに必要であるということ。

以上のことから、担当課を含め、関係機関とさらなる調査研究が必要と判断し、継続審査としております。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（牧永 護君） これから産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。市山繁予算特別委員長。

〔予算特別委員長（市山 繁君） 登壇〕

予算特別委員長（市山 繁君） 予算特別委員会の審査結果を報告いたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

記。議案第54号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

なお、審査の過程において、特に審議されたものについて報告いたします。

議案第54号の審査において、5款農林水産業費3項3目の漁業管理費、13節の公有財産購入費392万8,000円については、今後の市の事業推進に影響を与えることがあってはならず、行政として筋が通らないものを購入すべきではないとの意見や、長年現地を使用している地元公民館や船主会から市に対して幾たびの陳情書の提出がなされることなど重く受けとめるべきであるなどの意見が出されたところであります。

また、6款商工費の1項商工費4目の観光費の15節国民宿舎改修工事費6,760万円については、近隣の住民の改修工事の内容等についての説明責任を果たすことなどの意見が出されてまいりました。

以上、主なものについてのみ報告をいたします。

議長（牧永 護君） これから、予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（市山 繁君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから、議案第47号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第47号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第48号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第48号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、否決されました。

次に、議案第49号壱岐市税条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第49号壱岐市税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員

長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第50号吉崎市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号吉崎市学校給食センター等設置条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第51号吉崎市学校給食センター等設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

す。討論はありませんか。16番、大久保議員。

議員（16番 大久保昭君） 議案第54号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について、私は反対であります。

理由は、5款3項3目17節公有財産購入費、板浦船だまり侵入道路購入について、一貫して反対意見を述べてきました。繰り返しになりますが、現在、市の管理の漁港、港湾、これは大きく21港あります。これに付随する漁港、加えて船だまりも数多くありますが、漁業者の高齢化等により、漁業者の減少、これに伴い漁船も減少をし、以前とは違っております。漁船係留には、どの港においてもゆとりがあります。今回、侵入道路を購入要望提出の板浦船だまり近くには、麦谷漁港、柏漁港及び和田漁港もあります。したがって、現在使用中の浮き棧橋をこれらの港に持っていくことも可能であると思っております。この件について、現利用者は長年にわたり利用してきたところを離れたくないとのことですが、これは、公有財産購入の理由にはなりません。侵入道を市有地として買っていただきたいという、一番簡単で手っ取り早い方法ではなく、利用者はもちろん、担当課も含めてあらゆる解決方法を考え、検討を重ねる必要があったと思っております。

また、この係留施設利用者は長年にわたり岸壁使用料も納入はあっていないと聞いております。

最後に、市は常に財政難を申されますが、こうした公有財産購入が広く市民皆様に理解していただけるのか懸念をしておりますし、今後これがいろんな面で事例とならんことを願っております。

以上、終わります。

議長（牧永 護君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第54号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員

長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第55号平成23年度吉野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成23年度吉野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第56号平成23年度吉野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成23年度吉野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第57号平成23年度吉野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号平成23年度吉野市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第58号平成23年度吉野市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第58号平成23年度吉野市特別養護老人

ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、否決されました。

次に、議案第59号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第59号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第60号壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号壱岐市へき地診療所条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第61号壱岐市へき地診療所条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択すべきものです。したがって、本請願について採決します。請願第1号壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、請願第1号壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択すべきものです。したがって、本陳情に対して採決します。陳情第1号安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、陳情第1号安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情は、不採択とすることに決定しました。

次に、平成21年提出請願第1号壱岐市立病院に関する請願に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択すべきものです。したがって、本請願について採決します。請願第1号壱岐市

立病院に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、請願第1号壱岐市立病院に関する請願は、不採択することに決定しました。

日程第21．発議第5号

議長（牧永 護君） 次に、日程第21、発議第5号壱岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。10番、豊坂敏文議員。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 登壇〕

議員（10番 豊坂 敏文君） 発議第5号、提出者、壱岐市議会議員豊坂敏文、賛成者、同じく壱岐市議会議員町田光浩、同じく中田恭一。

壱岐市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案の理由、地方自治法の改正に伴い、議会の閉会中は、議長が条例の定めるところによって、常任委員、議会運営委員または特別委員を選任することができるものとされたことにより改正するものであります。

また、議会の閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任について、議長の許可を得て辞任することができる旨改正するものであります。

壱岐市議会委員会条例の一部を改正する条例、壱岐市議会委員会条例（平成16年壱岐市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号に、「ただし、閉会中においては、議長が委員を指名することができる。」を加え、第14条に「ただし、閉会中においては、議長の許可を得て辞任することができる。」を加える。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑ありませんので、これで発議第5号についての質疑を終わります。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第5号壱岐市議会委員会条例の一部改正については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第5号壱岐市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第22・諮問第3号

日程第23・諮問第4号

議長（牧永 護君） 次に、日程第22、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第23、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 諮問第3号及び諮問第4号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱をしていただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

諮問第3号につきましては、勝本町仲触90番地82、人権擁護委員田口チズ子氏が、平成23年9月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を求めるべく提案するものでございます。

諮問第4号につきましても、石田町池田仲触883番地、人権擁護委員野本肇氏が、平成23年9月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を求めるべく提案をいたすものでございます。

なお、各候補者の経歴につきましては、お手元にお配りいたしております資料のとおりでございます。御審議賜り、御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで諮問第3号及び諮問第4号についての質疑を終わります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。諮問第3号及び諮問第4号については、会議規則第37条第2号の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

日程第24．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第24、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、委員会の審査及び調査の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査することに決定しました。

日程第25．議員派遣の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第25、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については可決されました。

お諮りします。今定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

6月10日から本日まで18日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重御審議を賜り可決、御承認をいただきまことにありがとうございました。衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会から、壱岐市ケーブルテレビによる議会本会議の様子を中継放送させていただきました。多くの市民皆様にご覧いただいたものと思っております。市民皆様が行政のことに興味を持っていただくこと、その中心となる議会本会議の中継放送を見ていただくことは大変意義あることだと思っております。

今後も、こうした行政の情報を初め、市民皆様が主役のケーブルテレビとして、多くの市民皆様にかかわっていただき、これからもより正確に、そして迅速に情報を発信してまいりたいと考

えておりますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会においてもさまざまな施策等について議論を交わしてまいりました。まず、病院改革に関すること、次に、壱岐市特別養護老人ホームに関すること、そして、防災に関すること、原子力発電に関することなど、いずれも本市にとって極めて重要な問題、課題であることは言うまでもありません。私は、これまで市民皆様とお約束したマニフェスト達成に向けて、誠心誠意取り組んでまいりました。また、多くの問題、課題に取り組み、その解決、道筋をつけてまいりました。残りの任期間中、特に病院改革につきましても、今議会において、医療提供体制の充実と経営の効率化を図るため、改革の第一段階として、かたばる病院を市民病院へ機能統合する方針をお示しいたしました。今後、さらに市民病院の改革の向け、精いっぱい努めてまいりますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

これからは梅雨後半に向かってまいります。2年前の7月24日には、1時間当たり100ミリを超える集中豪雨が発生し、大きな被害を受けたところでございまして、特に近年、この7月、梅雨末期に集中豪雨、ゲリラ豪雨が発生しておる傾向にございます。また、きのう台風5号が接近いたしました。今回は、幸い大きな被害の報告は受けておりませんが、これから特に台風が接近する季節でもあります。市といたしましても、防災対策には万全を期してまいります。市民皆様におかれましても、今後気象情報等には十分御注意いただきますとともに、日ごろの備え等再度御確認いただきますようお願いいたします。

また、これから、壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さが連日続いてまいります。市民皆様並びに議員各位におかれましても、節電にも十分取り組まれることと存じますが、健康にはくれぐれも御注意されまして、日々健やかに過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、平成23年第2回壱岐市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

副 議 長 小 金 丸 益 明

署名議員 久保田恒憲

署名議員 呼 子 好

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員